

令和 8 (2026) 年度

独立行政法人日本学術振興会

# 特別研究員-PD

## 募集要項

令和 7 (2025) 年 2 月

独立行政法人日本学術振興会

(<https://www.jsps.go.jp/>)

※ 本募集要項には、科研費【特別研究員奨励費】の公募の内容が含まれています。



# はじめに

## 【特別研究員制度の趣旨等】

優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることは、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成する上で極めて重要なことです。

このため、独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）は、博士の学位取得者で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員-PD」に採用し、支援を実施します。

また、特別研究員-PD が行う研究に対しては、「科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）」による助成を行います。

特別研究員-PD の受入れにあたり、令和5(2023)年度より「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（以下「雇用支援事業」という。）」を実施しており、本事業により「特別研究員-PD 等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）に登録された機関を受入研究機関とした場合、新規採用者は原則全員雇用されることになります。雇用制度導入機関は別添のとおりです。受入研究機関に雇用される特別研究員-PD と雇用されない特別研究員-PD とは、受入方法や採用内定後の取扱いが異なりますので、受入研究機関等の選定にあたってご留意ください。また、受入研究機関に雇用される特別研究員-PD の雇用条件（待遇・所定就労日・就労場所等）は、受入研究機関の規定に従うことになり機関ごとに異なります。雇用制度導入機関を受入研究機関とする場合は、雇用条件等も事前に十分に確認してください。

## 【本募集要項の構成】

- I 日本学術振興会特別研究員-PD 令和8(2026)年度採用分の募集について（特別研究員募集要項）
- II 日本学術振興会特別研究員-PD 令和8(2026)年度科学研究費助成事業 特別研究員奨励費【特別研究員-PD】の公募について（科研費公募要領）
- III 関連する留意事項等
- IV お問い合わせ先

このうち、「I 日本学術振興会特別研究員-PD 令和8(2026)年度採用分の募集について」（以下「特別研究員募集要項」という。）では、特別研究員の申請に関して、申請資格、採用期間、申請手続及び申請受付期限等について記載しています。

また、「II 日本学術振興会特別研究員-PD 令和8(2026)年度科学研究費助成事業 特別研究員奨励費【特別研究員-PD】の公募について」（以下「科研費公募要領」という。）では、特別研究員奨励費の応募書類（研究計画調書）の作成方法、研究機関の担当者に行っていただく事務等について記載しています。

「III 関連する留意事項等」においては、I 及びIIに関連する留意事項等について記載しています。

## 【留意事項】

- この募集（特別研究員奨励費の公募を含む。）は、審査のための準備を早期に進め、令和8(2026)年度予算成立前に始めるものです。したがって、予算の状況によっては、今後内容に変更があり得ることをあらかじめご承知おきください。
- 申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者個人の責任において判断してください。



# 目 次

## I 日本学術振興会特別研究員-PD 令和8(2026)年度採用分の募集について (特別研究員募集要項)

1 対象分野	1
2 採用予定数	1
3 申請資格	1
4 特別研究員採用経験者の申請資格	2
5 採用期間	2
6 受入研究機関	2
7 受入研究機関における受入方法	2
8 研究奨励金	3
9 科学研究費助成事業 (特別研究員奨励費)	3
10 申請手続	3
11 本会の申請受付期限	5
12 選考及び結果の開示	5
13 申請書類及び選考についての注意事項	6
14 特別研究員の遵守事項等	6
15 受入研究機関及び受入研究者の義務等	7
16 採用内定後に必要な手続等について	8
17 海外における研究活動の奨励	8
18 採用終了後の調査への協力義務	8
19 その他	8
<お知らせ>	9

## II 日本学術振興会特別研究員-PD 令和8(2026)年度科学研究費助成事業

### 特別研究員奨励費【特別研究員-PD】の公募について (科研費公募要領)

1 対象	1 1
2 応募総額	1 1
3 研究期間	1 1
4 応募資格等	1 2
5 応募書類について	1 2
6 経費	1 2
7 応募研究課題・研究計画について	1 4
8 受給のルールと重複制限の確認	1 4
9 科研費の適正な使用等	1 4
10 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等	1 5
11 科研費により得た研究成果の発信等について	1 8
12 研究者が遵守すべき行動規範について	2 1
13 審査等	2 1
14 応募書類 (研究計画調書) の作成・応募方法等	2 2
15 研究機関の方へ	2 3
16 科学研究費補助金取扱規程	2 5
17 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金) 取扱要領	2 5

### III 関連する留意事項等

#### 【特別研究員の申請及び科研費の応募に共通して留意すべき事項】

1 研究倫理教育について-----	2 7
2 安全保障貿易管理について (海外への技術漏えいへの対処) -----	2 7
3 個人情報の取扱い -----	2 8

#### 【科研費の応募に当たり留意すべき事項】

4 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用について -----	2 9
5 研究設備・機器の共用促進について-----	3 0
6 「国民との科学・技術対話」の推進について (基本的取組方針) -----	3 0
7 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力-----	3 0
8 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて-----	3 1
9 ナショナルバイオリソースプロジェクトについて-----	3 1
10 研究者情報の researchmap への登録について-----	3 1
11 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について-----	3 1
12 博士課程学生の待遇の改善について-----	3 2
13 U R A 等のマネジメント人材の確保について-----	3 2
14 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について -----	3 2
15 「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」 プログラムについて-----	3 3

IV お問い合わせ先 -----	3 4
------------------	-----

(参考) 申請手続の概要 -----	3 6
--------------------	-----

(別添) 研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業 特別研究員-PD 等の雇用制度導入機関	-----
--	-------

3 7
-----

## I 日本学術振興会特別研究員-PD

### 令和8(2026)年度採用分の募集について（特別研究員募集要項）

#### 1. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

#### 2. 採用予定数

350名程度

※ 採用予定数は予算の状況により増減することがあります。

#### 3. 申請資格

申請資格は、以下のとおりです。①から③のすべてを満たしている必要があります。また、特別研究員に採用されたことがある者（以下「特別研究員採用経験者」という。）は、「4. 特別研究員採用経験者の申請資格」も満たす必要があります。

##### ① 学位取得

令和8(2026)年4月1日現在、博士の学位を取得後5年未満の者（令和3(2021)年4月2日以降に学位を取得した者。申請時においては、見込みでもよい。）。

##### ② 受入研究者及び受入研究機関の選定（「6. 受入研究機関」参照）

学位取得後間もない若手研究者が全く環境の異なる状況において、ある期間流動性を持ち、自由な発想と幅広い視野を身に付けながら独創的な研究者として成長していくことは、特に新しい学問や学際領域の開拓には極めて有効かつ緊要であるため、特別研究員-PDには、博士課程での研究の単なる継続ではなく、新たな研究環境に身を置いて自らの研究者としての能力を一層伸ばす意欲を持って研究を遂行することを求めています。そのため、以下の条件を満たすことを申請資格とします。

#### 【条件】

受入研究機関については、博士の学位を取得する予定又は博士の学位を取得した研究機関（以下「出身研究機関」という。）以外の研究機関を選定すること（以下「研究機関移動」という。）。なお、研究機関移動後の受入研究者については、出身研究機関の学籍上の研究指導者を選定することはできません。

※同一大学内の他キャンパスへの移動は、研究機関移動の要件を満たしません。

PD申請資格審査のガイドライン及び過去の申請資格審査状況については、本会「特別研究員」ウェブサイトにて公開していますので、必ずご一読ください。

- 申請資格審査状況 URL [https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_sinsa.html](https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sinsa.html)

#### (研究機関移動に関する特例措置について)

出身研究機関を受入研究機関に選定する者は、特別研究員等審査会において以下のやむを得ない事由のいずれかに該当すると判定された場合のみ、研究機関移動に関する特例措置を認めます。（特例措置が認められない場合は不採用となります。）なお、特例措置が認められた場合であっても、出身研究機関の学籍上の研究指導者を受入研究者に選定することはできません。

- ・身体の障がい、出産・育児等の理由により出身研究機関以外の研究機関で研究に従事することが難しい場合
- ・研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究機関として出身研究機関以外の研究機関を選定することが国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難な場合

特例措置を希望する者は、「特例措置希望理由書」を提出する状況（例：出身研究機関と受入研究機関が同じである等）を明確にしたうえで、研究環境を変更できない事由を研究機関の選定理由と関連づけて説明してください。（「1

#### 0. 申請手続（3）提出書類 申請書（工）特例措置希望理由書」を参照）

なお、研究上必要と認められる場合には、一定期間、受入研究機関以外の研究機関（外国の研究機関を含む。）においても研究を行うことができるので、特定の研究機器、技術等の有無をもって研究機関の移動ができない理由とすることは、原則認められません。また、採用当初から受入研究機関以外の研究機関で研究を予定している場合は受入研究機関及び受入研究者へ相談の上実施してください。

#### ③ 国籍

申請時に、日本国籍を持つ者、又は日本に永住を許可されている外国人

### 4. 特別研究員採用経験者の申請資格

特別研究員採用経験者は、再度申請することはできません。

ただし、特別研究員-DC 1 又は特別研究員-DC 2 採用経験者（特別研究員-DC 1 又は特別研究員-DC 2 に申請し、採用時又は採用期間中に特別研究員-PD に資格変更した者を含む。）は特別研究員-PD に申請することができます（過去に特別研究員-PD 又は特別研究員-SPD に採用内定後、学位未取得等により資格を変更し、特別研究員-DC 2 に採用されたことがある場合を除きます。）。

また、海外特別研究員及び特別研究員-RPD（出産・育児による研究中断者への復帰支援）については、趣旨が異なることから、海外特別研究員及び特別研究員-RPD 採用経験者が、この募集要項の特別研究員-PD に、再度申請することを妨げません。

なお、令和 7(2025)年度特別研究員-RPD の採用内定者については、申請時までに辞退手続をしている場合を除き、令和 8(2026)年度採用分に申請することはできません。

### 5. 採用期間

令和 8(2026)年 4 月 1 日から令和 11(2029)年 3 月 31 日までの 3 年間

### 6. 受入研究機関

受入研究者が在籍する研究機関（複数の機関に籍を置く研究者の場合は、その研究者が本来籍を置く機関）を受入研究機関とします。受入研究機関として選定できるのは、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定されている以下の研究機関に限ります。

- ① 大学及び大学共同利用機関
- ② 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③ 高等専門学校
- ④ 文部科学大臣が指定する機関

（ア）受入研究機関は、研究遂行上の理由等により、原則として年 1 回を上限として変更することができます（ただし、出身研究機関への変更は不可。）。

（イ）研究上必要と認められる場合には、一定期間、受入研究機関以外の研究機関（外国の研究機関を含む。）においても研究を行うことができます。採用当初から受入研究機関以外の研究機関で研究を予定している場合は受入研究機関及び受入研究者へ相談の上実施してください。なお、海外渡航については「17. 海外における研究活動の奨励」を参照してください。

### 7. 受入研究機関における受入方法

受入研究機関における特別研究員-PD の受入方法は、受入研究機関が雇用支援事業における雇用制度導入機関かどうかにより、以下の 2 種類があります。受入方法によって、遵守事項や手続が異なりますのでご留意

ください。

**【雇用 PD】**

受入研究機関が雇用制度導入機関の場合は、当該機関に雇用されて、受け入れられることになります。

**【フェローシップ型 PD】**

受入研究機関が雇用制度導入機関でない場合は、当該機関に雇用されず、本会から研究奨励金の支給を受けることになります。

**8. 研究奨励金**

令和8(2026)年度の研究奨励金支給予定額は月額 362,000 円です。なお、研究奨励金の額については変更することがあります。支給方法は以下のとおりです。

**【雇用 PD】**

本会より受入研究機関に、研究奨励金相当額を「若手研究者雇用支援金」として交付します。雇用 PD へは、雇用主である受入研究機関から給与が支給されます。なお、月ごとの基本給の設定額は、研究奨励金の月額を下限とすることとしています。雇用契約に伴う給与、諸手当、各種社会保障等については雇用主である受入研究機関に事前に確認してください。

**【フェローシップ型 PD】**

本会より直接、研究奨励金を支給します。

特別研究員に支給される研究奨励金は、税法上給与所得とみなされ課税されます。(本会と PD の間に雇用関係はありません。)

**9. 科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）**

特別研究員は、申請書記載の研究計画を行うための研究費として、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の助成を受けることが可能です。特別研究員奨励費は、特別研究員の申請と同時に受け付けますので、特別研究員奨励費を必要とする場合は、今回必ず応募してください。 詳細は、II 科研費公募要領を参照してください。

**10. 申請手続**

(※P36 参考 【申請手続の概要】を参照)

申請手続は【雇用 PD】と【フェローシップ型 PD】とで変わりません。

特別研究員の申請及び特別研究員奨励費の応募は「研究者養成事業電子申請システム」を通じてのみ受け付けます（紙媒体の申請書の郵送による提出は受け付けません）。詳細は、本会ウェブサイト内「電子申請のご案内」から「研究者養成事業」を参照してください。

・電子申請のご案内 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/index.html>

申請書の作成に当たっては、必ず「令和8(2026)年度採用分特別研究員申請書作成要領等」及び「研究者養成事業電子申請システム」の該当の「操作手引」を熟読してください。

・作成要領 URL [https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_sin.html](https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_sin.html)

・操作手引 URL <https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>

(1) 申請手続を行う機関（以下「申請機関」という。）

申請手続は、受入研究機関を通じて行ってください。

(2) 「研究者養成事業電子申請システム」による手続

申請者は、予め申請機関を通じて ID・パスワードを取得した上で、「研究者養成事業電子申請システム」により申請書を提出（送信）してください。

(3) 提出書類

・申請書（PD 用） 申請書は次の5つから構成されます。

(ア) 申請書情報（使用言語：日本語）

学歴・研究課題名等を記載するもの。「研究者養成事業電子申請システム」に情報を入力して作成してください。

(イ) 申請内容ファイル (使用言語: 日本語又は英語)

研究計画等を記載するもの。本会「特別研究員」ウェブサイトからダウンロードして所定の様式を取得し、作成後、「研究者養成事業電子申請システム」に登録してください。

※申請書様式及び申請書作成要領の記載事項に十分留意してください。

※審査委員は、電子媒体の申請書又は紙媒体の申請書のいずれか（又は両方）を用いて審査します。電子媒体で審査される場合は、「研究者養成事業電子申請システム」にアップロードされた PDF をそのまま用います（カラー表示の PDF データをアップロードした場合は、カラー表示のまま審査されます）。紙媒体で審査される場合はモノクロ印刷のため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう留意してください。

※申請内容ファイルの PDF 化及びアップロードは申請書作成要領に記載の推奨手順に則って行ってください。なお、推奨手順によらない方法で PDF 化した場合は申請書が正常に出力されないことがありますので注意してください。

**【留意事項】**

人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究計画を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究や安全保障貿易管理を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置についても併せて確認しています。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、インフォームド・コンセントが必要な研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験、機微技術に関わる研究など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

(ウ) 評価書 (使用言語: 日本語又は英語)

2名の評価者が作成するもの。申請者は「研究者養成事業電子申請システム」を通じて、評価者へ評価書作成依頼を行ってください。評価者は発行された ID・パスワードで「研究者養成事業電子申請システム」にログインし、評価書を作成してください。なお、申請者及び申請機関は評価書の内容を確認することはできません。

評価書 1 : 採用後の受入研究者

評価書 2 : 申請者の研究をよく理解している研究者

(エ) 特例措置希望理由書（該当者のみ）

受入研究機関について、特例措置を希望する者のみ「研究者養成事業電子申請システム」に入力してください。

(オ) 研究計画 別添 令和8(2026)年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）応募調書（使用言語: 日本語又は英語）

特別研究員奨励費の応募に当たり、「研究経費とその必要性」及び「研究費の応募・受入等の状況」を記載するもの。「研究者養成事業電子申請システム」に情報を入力して作成してください（特別研究員奨励費に応募しない場合には、入力は不要です）。

※ 特別研究員奨励費の応募書類及び作成方法については、II 科研費公募要領「5. 応募書類について」及び「14. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」を確認してください。

(4) 申請書類の提出方法

申請書類は申請機関を通じて本会へ提出（送信）してください。

## 1.1. 本会の申請受付期限

### 【申請者】

申請機関が指定する期限までに、「研究者養成事業電子申請システム」より申請書を提出（送信）してください。申請者から機関への提出期限は機関ごとに異なっているため、必ず提出期限を事前に申請機関へご確認ください。

### 【申請機関】

以下の期限までに、「研究者養成事業電子申請システム」上で申請書を承認し、申請書を本会に提出（送信）してください。なお、申請機関の提出（送信）をもって、申請者が特別研究員に採用された場合、申請者が申請機関で研究に従事することを申請機関が承諾したものとみなします。

#### ・申請機関から本会への提出（送信）期限：令和7（2025）年6月3日（火）17：00【厳守】

※上記の期限後に提出（送信）があつても受理しませんので、時間には十分余裕を持って提出（送信）してください。

## 1.2. 選考及び結果の開示

### （1）選考

各申請について、申請者が選択した審査区分に基づいて、本会の特別研究員等審査会の審査委員（5名）が二段階にわたり書面による審査を実施する「二段階の書面審査」方式により選考を行います。選考の詳細については、本会「特別研究員」ウェブサイト上の「選考方法」の項目を確認してください。

なお、受入研究機関が雇用制度導入機関であるか否かが審査に影響することはありません。

・特別研究員ウェブサイト選考方法 URL [https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_houhou.html](https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html)

主要な審査方針は、以下のとおりです。

#### 〔審査方針〕

##### 特別研究員・PD

- ① 自身の研究課題設定に至る背景が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- ② 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。
- ③ 博士課程での研究の単なる継続ではなく、新たな研究環境に身を置いて自らの研究者としての能力を一層伸ばす意欲が見られること。
- ④ やむを得ない事由がある場合を除き、博士の学位を取得する予定又は博士の学位を取得した研究機関（出身研究機関）を受入研究機関に選定する者、及び大学院博士課程在学当時の学籍上の研究指導者を受入研究者に選定する者は採用しない。

### （2）選考結果の開示

- ① 選考結果は、申請者及び申請機関に対し、「研究者養成事業電子申請システム」により開示します。

結果を開示した際には、本会「特別研究員」のウェブサイトにて、その旨を公表します。

・特別研究員ウェブサイト URL <https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

※選考に関する個別の問い合わせには、応じません。

- ② 令和7（2025）年10月上旬頃までに、第一次採用内定者、第二次採用内定候補者、不採用者を開示します。
- ③ 令和8（2026）年1月上旬頃までに、第二次採用内定候補者について、第二次採用内定者、補欠者、不採用者を開示する予定です。
- ④ 令和8（2026）年2月中旬頃までに、補欠者について、採用内定者、不採用者を開示する予定です。
- ⑤ 不採用者には、各審査項目の評点及び該当する審査区分における不採用者のうちのおおよその順位を開示します（おおよその順位はその申請機関にも開示します）。採用内定者についても、希望に基づき、各審査項目の評点を開示します。

### 1.3. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 申請内容ファイルは、本会所定の様式を使用してください。
- (2) 申請機関により提出（送信）が行われた申請書類については、本会への提出（送信）期限後にその記載事項を変更、又は補充等を行うことはできません。  
また、申請書記載事項については採用後の証明書等に反映されるため、受入研究者の所属、役職等を含めた所属機関に確認し、正確に記入してください。
- (3) 申請は1人1件とします。なお、2件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
- (4) 申請書類に虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用開始時に遡って特別研究員の資格を喪失させ採用を終了することがあります。
- (5) 審査結果は令和8(2026)年度採用分にのみ有効です。

### 1.4. 特別研究員の遵守事項等

特別研究員は研究専念義務と報告書の提出義務を有しますが、受入方法によってその取扱いが異なる部分がありますので、詳細はそれぞれの手引を確認してください。ただし、手引は毎年度改定されるため、採用時のものとは異なります。現在掲載されているものは、参考としてご覧ください。

#### 【雇用 PD】

日本学術振興会特別研究員（研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業）遵守事項および諸手続の手引（以下「雇用手引」という。）

- ・URL : <https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/tebiki.html>

なお、雇用条件（待遇・所定就労日・就労場所等）は、受入研究機関（雇用機関）の規定に従うことになりますので、事前に受入研究機関へ確認してください。

#### 【フェローシップ型 PD】

日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引（以下「フェローシップ型手引」という。）

- ・URL : [https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_tebiki.html](https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki.html)

#### (1) 研究専念義務（【雇用 PD】【フェローシップ型 PD】共通）

特別研究員は、各手引に定められた事由による採用中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき、採用期間中、研究に専念しなければなりません。このことは「特別研究員としての研究活動」以外の様々な活動を一律に制限するものではありませんが、特別研究員は「特別研究員としての研究活動」を自らの主たる活動とし、その遂行に支障が生じることがないよう、採用期間中において自らの活動全体を適切に管理する必要があります。また、原則として研究課題、研究計画の変更はできません。

#### (2) 報告書の提出義務（【雇用 PD】【フェローシップ型 PD】共通）

特別研究員は、毎年度末及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければなりません。

#### (3) 身分等

#### 【雇用 PD】

原則として、特別研究員及び受入研究機関における身分以外の身分を持つことはできません。ただし、雇用主である受入研究機関（雇用機関）が機関内兼業規則等で認める範囲で必要な身分を持つことは可能です。

#### 【フェローシップ型 PD】

原則として、特別研究員以外の身分を持つことはできません（常勤職及びそれに準ずる職に就くこと又は学生として国内外の大学・大学院に在籍すること等はできません）。また、本会との間に雇用関係はありませんので、社会保険や年金、傷害保険※等について、各自で対応してください。

※国内外において、研究活動を含む日常生活中の事故が発生した場合のケガ等に備えて、本会ではフェローシップ型 PD を被保険者とした傷害保険に一括加入しています。本保険に係る採用者による加入手続きは不要ですが、本保険の補償の範囲を超える部分については、各自で適切な保険に加入してください。加入保険の詳細は下記ウェブサイトより確認してください。

[https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_insurance.html](https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_insurance.html)

※補償内容は年度により異なります。

(4) 報酬の受給

【雇用 PD】

受入研究機関（雇用機関）が兼業規則等で認める範囲内で報酬を受給することができます。

【フェローシップ型 PD】

労働等による報酬の受給は、フェローシップ型手引により一定の要件が設けられており、その範囲内での受給を可能としています。

(5) 受給が可能な資金、助成金及び研究費

【雇用 PD】

受入研究機関（雇用機関）が機関内規則等で認める範囲内において、特別研究員奨励費以外の資金、助成金及び研究費を受給することができます。

【フェローシップ型 PD】

研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金、助成金及び研究費については、フェローシップ型手引により一定の要件が設けられており、その範囲内での受給を可能としています。

(6) 海外渡航

【雇用 PD】

受入研究機関（雇用機関）の規則等に従うこととし、特別研究員制度としての渡航期間の制限はありません。

【フェローシップ型 PD】

海外渡航の期間が28日以上に及ぶ場合、目的が「研究遂行」に該当することが必要です。通算渡航期間の上限は採用期間の2/3です。

(7) 資格の喪失による特別研究員の採用期間の終了（【雇用 PD】【フェローシップ型 PD】共通）

上記の(1)(2)の義務に反し、研究を継続できないことが明らかなとき、研究の進捗状況に著しい問題があり所期の研究成果を達成できないとき、(3)から(6)において本会が認める範囲を違反したとき、申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき、研究における不正行為、研究費の不正使用等、特別研究員としてふさわしくない行為をしたときには、特別研究員の資格を喪失させ採用を終了とともに支給済みの研究奨励金の返還を求めることがあります。なお、採用時に誓約書の提出を求めます。

15. 受入研究機関及び受入研究者の義務等（【雇用 PD】【フェローシップ型 PD】共通）

受入研究者及び受入研究機関は、特別研究員の受入れに責任をもち、各手引に定められた事項を遵守するよう指導することに同意したことを示す受入承諾書を採用手続時に提出することとしています。受入れにあたっては、特別研究員-PDが研究に専念できるよう、以下のとおり適切な配慮をしてください。

- 受入研究者は、年度ごと及び採用終了後（中途辞退後を含む。）に「研究報告書【受入研究者用】」を提出してください。受入研究機関は、当該報告書が提出されない場合には、受入研究者に提出を指導してください（既に受け入れている特別研究員の分も含む）。
- 受入研究者及び受入研究機関は、機関内規則等に基づき、特別研究員-PDに対し、必要な権限や形式的な身分を付与するなどにより、研究実施に必要な当該機関の施設・設備・文献・標本資料・通信環境（情報システム、メールアカウント）等を利用できるようにするなど特別研究員の受入環境を整備してください。
- 受入研究者及び受入研究機関は、特別研究員に係る安全衛生管理について機関内規則等に基づき必要な指導を行ってください。また、機関内で健康診断を実施する場合に受診を認めるなどの配慮をしてください。
- 特別研究員-PDは、特別研究員奨励費以外の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の一部研究種目への応募や研究分担者としての参画が可能です。特別研究員-PDから、科研費への応募又は参画の希望があった場合は、受入研究機関は要件を満たしているか確認した上で、「科研費」の応募資格を付与してください。

## 16. 採用内定後に必要な手続等について

### (1) 特別研究員の採用内定後の資格確認等（【雇用 PD】【フェローシップ型 PD】共通）

採用内定後に必要な諸手続については、令和8(2026)年1月中旬頃、採用内定者に通知します。

採用内定後の諸手続において、提出期日までに学位記又は学位授与証明書等の必要書類を提出できない場合には、採用資格の確認ができないため、採用されません。また、提出書類による確認を行った結果、採用時に申請資格を満たしていない場合も採用されません。

#### 【海外の大学の学位授与証明書について】

海外の大学からの学位の取得が令和8(2026)年4月2日以降となるケースでは、学位を授与する大学による「令和8(2026)年4月1日までに博士の学位を授与することが決定している」旨の証明（文書）が期日までに提出された場合には、学位記又は学位授与証明書が交付されるまで、その提出を猶予します。

#### 【永住許可証明書について】

外国人の場合のみ（「3. 申請資格 ③」を参照。）在留カードの写しなど、永住許可年月日が申請時以前であることが確認できる証明書類を提出してください。

### (2) 受入研究機関が雇用制度導入機関である場合【雇用 PD】

(1)に示した採用内定後の諸手続において、提出期日までに採用資格の確認ができない場合は、特別研究員-PDに採用されず、雇用 PD としても雇用されませんので、(1)の手続に遗漏がないようご注意ください。

新規採用者は原則全員雇用となります。採用内定後、受入研究機関によって雇用に係る手続が開始されますので、雇用に係る手続についても受入研究機関（雇用機関）に確認してください。なお、本会は雇用契約に関与しません。

### (3) 採用内定後の特別研究員奨励費に係る手続（【雇用 PD】【フェローシップ型 PD】共通）

II 科研費公募要領「14. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等（3）研究計画調書提出後のスケジュール（予定）」を参照してください。

## 17. 海外における研究活動の奨励

世界レベルの研究を推進していく上で海外における研究経験は極めて重要であり、優れた研究者養成の観点から若手研究者の海外における研究活動を積極的に推進することが望されます。

このようなことから、採用期間中に海外の研究機関等において研究活動（フィールドワーク、資料・文献収集、学会発表等を含む。）を積極的に行なうことを奨励します。海外渡航にあたっては「14. 特別研究員の遵守事項等」（6）を参照ください。

## 18. 採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や特別研究員制度の充実等を図るため、特別研究員採用経験者に対し、採用終了時及びその後の10年間程度まで、就職等の現況調査等を行っています。本調査への協力を特別研究員採用の条件とするので、ご承知おきください。

なお、本調査や特別研究員制度の検討のため、採用終了後であっても連絡をすることがありますので、連絡先の住所・就職先・Eメールアドレス等が変更になった場合は速やかに本会に届け出してください。

## 19. その他

海外特別研究員、特別研究員-RPD（出産・育児による研究中断者への復帰支援）、海外特別研究員-RRAの令和8(2026)年度採用分についても募集を行っています。海外特別研究員、特別研究員-RPD 及び海外特別研究員-RRAは、特別研究員-PDとの併願も可能です。（複数内定が出た場合は、採用はいずれか一つの資格になります。）各事業とも、申請受付期限が本募集要項と異なり5月上旬～中旬となりますので、ご注意ください。

詳細については、各事業の募集要項又は、本会「特別研究員」ウェブサイトをご参照ください。

## &lt;お知らせ&gt;

日本学術振興会では、男女共同参画推進の取組の一環として、特別研究員事業及び海外特別研究員事業の採用者を対象として、「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援事業」を実施しております。本事業では、女性研究者の妊娠中及び出産後の健康の確保のため、対象事業の採用者の出産に伴う採用中断期間中に支援助成金を措置することで、安心して研究者としてのキャリアを継続できるよう、女性研究者の出産時に「女性研究者の出産に伴うキャリア継続支援金」（以下「キャリア継続支援金」という。）を支給しています。

事業の詳細及び申請については、下記の男女共同参画推進ウェブサイト「JSPS CHEERS!」の「JSPSの支援制度」（<https://cheers.jsps.go.jp/support/>）をご確認ください。

また、日本学術振興会は、研究とライフィベントの両立などすべての研究者の多様なキャリアを応援する研究者向けウェブサイト「JSPS CHEERS!」（チアーズ）を運営しています。今後、「JSPS CHEERS!」を通じて、研究とライフィベントの両立等に役立つ情報の発信を行って参りますので、是非ご活用ください。

「JSPS CHEERS!」 <https://cheers.jsps.go.jp/>



## II 日本学術振興会特別研究員-PD

### 令和8(2026)年度科学的研究費助成事業

#### 特別研究員奨励費【特別研究員-PD】の公募について（科研費公募要領）

##### 1. 対象

日本学術振興会特別研究員のうち、「特別研究員-PD」が一人で行う研究計画であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

##### 2. 応募総額

応募区分により次の2種類に区分

応募区分	応募総額		
	研究期間3年	研究期間2年	研究期間1年
A区分	300万円以下	200万円以下	100万円以下
B区分  (研究計画上、応募総額がA区分を超える必要がある場合。採用時評価を参考にし、その必要性が認められた場合に限りB区分として配分額が決定されます※2。)	300万円超 450万円以下	200万円超 300万円以下	100万円超 150万円以下

※1 応募額は研究期間の各年度10万円以上とします。また、配分は10万円単位で行う予定です。

※2 B区分を選択して応募した場合であっても、採用時評価を参考にし、A区分の応募総額を超える必要性が認められない場合は、A区分として評価されることもあります。

※3 応募に当たり、A区分とB区分のどちらの区分を選択しても、特別研究員奨励費の審査に影響はありませんので、研究計画の内容に従って適切な応募区分を選択してください。

##### 3. 研究期間

令和8(2026)年4月1日から令和11(2029)年3月31日までの3年以内

※上記の期間は、令和8(2026)年度採用分日本学術振興会特別研究員-PDの採用期間です。

この採用期間内において、令和8(2026)年度を初年度とし、最大3年以内で研究期間を設定できます。

## 4. 応募資格等

### (1) 応募資格

本公募要領により応募することができる者は、令和8(2026)年度採用分日本学術振興会特別研究員・PDに申請する者とします。

**※なお、特別研究員奨励費（特別研究員）は日本学術振興会特別研究員・PDの申請時のみ応募可能です。**

**採用期間の2年目、3年目に改めて応募することはできませんので、特別研究員奨励費（特別研究員）への応募を希望される場合は、必ず今回の応募手続を行ってください。**

### (2) 研究組織

特別研究員奨励費（特別研究員）で実施する研究計画は、特別研究員が研究代表者となって一人で行うものとします。研究代表者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)に規定された補助事業者に当たり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を持つ研究者をいいます。

### (3) 研究計画調書を提出する研究機関

特別研究員の申請手続を行う受入研究機関を通じて応募してください。

## 5. 応募書類について

特別研究員奨励費（特別研究員）は、特別研究員・PDの申請と同時に受け付けますので、特別研究員奨励費を必要とする場合は、今回必ず応募してください。なお、特別研究員奨励費（特別研究員）は「**2. 応募総額**」に記載の応募区分のとおり、A区分・B区分いずれかの選択が可能です（特別研究員奨励費に応募しない場合は、選択は不要です。）。

I 特別研究員募集要項「10. 申請手続（3）提出書類（才）研究計画 別添 令和8(2026)年度科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）応募調書」（以下「応募調書」という。）の作成に当たっては、A区分・B区分それぞれの応募総額に基づいた「研究経費とその必要性」及び「研究費の応募・受入等の状況」を、「研究者養成事業電子申請システム」に情報を入力して作成してください（特別研究員奨励費に応募しない場合は、入力は不要です。）。

応募調書は、特別研究員の申請書の研究課題名等、研究計画に記載の内容とあわせ、「研究計画調書」として審査に使用します。研究計画調書の構成は次の通りです。

#### 【研究計画調書】

（申請書情報に記載の内容）

- ・申請資格
- ・研究課題名
- ・氏名

（申請内容ファイルの内容）

- ・研究計画

（特別研究員奨励費応募調書）

- ・研究経費とその必要性
- ・研究費の応募・受入等の状況

応募書類の提出期限については、I 特別研究員募集要項「11. 本会の申請受付期限」に記載していますので必ずご確認ください。

## 6. 経費

### (1) 対象となる経費（直接経費）

**研究計画の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）**

※ 研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が90%を超える

研究計画の場合及びその他（消耗品費、その他）の費目で特に大きな割合を占める経費がある研究計画の場合には、当該経費の研究遂行上の必要性について、応募調書に記載しなければなりません。

この経費は、特別研究員本人の研究を遂行する上で必要な経費であり、特別研究員本人が主体的に使用するものであることに留意してください。

## （2）対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者的人件費・謝金
- ④ その他、間接経費（注）を使用することが適切な経費

（注）研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（直接経費の30%に相当する額）であり、研究機関が使用するものです。今回、公募を行う令和8（2026）年度特別研究員奨励費のうち、PDには、間接経費が措置される予定ですが、研究代表者は間接経費を応募書類に記載する必要はありません。

## （3）科研費の使用に当たっての留意点

特別研究員奨励費は、科研費（基金分）として交付されます。採択後の研究期間全体を単一の補助事業として取り扱い、初年度に、複数年度にわたる研究期間全体の研究費について交付内定・交付決定を行いますので、研究期間内であれば助成金の受領年度と異なる年度の経費の支払いに対しても助成金を使用することができます。

なお、最終年度を除き、研究期間内の毎年度末に未使用額が発生した場合は、事前の手続を経ることなく、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

さらに、最終年度には、採用の中止等により最終年度翌年度も特別研究員としての採用期間が残っている者に限り、事前に研究期間の延長の承認を得ることにより、1年間補助事業期間を延長することができます。

## （4）特別研究員奨励費（雇用PD等）について

「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」に基づき、受入研究機関において特別研究員-PDが雇用された場合において、研究インテグリティの確保や安全保障貿易管理、不正行為防止に関する運用など受入研究機関の適切な管理の下で、特別研究員が主体的に研究を遂行するために必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費は、特別な研究支援として「科学研究費助成事業 特別研究員奨励費（雇用PD等）」の交付を行う予定です。

※参考：研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業

<https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/>

## （5）研究機関への就職時の「特別研究員奨励費」の継続使用について

就職により特別研究員を辞退し身分を喪失する場合であっても、引き続き科研費の応募資格（※）を有する場合には、当初の補助事業期間において、特別研究員奨励費の継続使用を認めます。

※科研費の応募資格とは、「令和8（2026）年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S））（予定）、「令和8（2026）年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（基盤研究（A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究）」（予定）及び「令和8（2026）年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（研究活動スタート支援）」（予定）に定める応募資格を有する研究者となる場合、をさします。

## 7. 応募研究課題・研究計画について

応募研究課題は、「特別研究員・PD 申請書」記載の研究課題と同一とします。

特別研究員奨励費の研究計画調査としての研究計画は、「特別研究員・PD 申請書」に記載の研究計画となります（**I 特別研究員募集要項「10. 申請手続（3）提出書類（イ）申請内容ファイル**」に記載の研究計画）。研究経費の使途が明確であり、積算が合理的な研究計画としてください。また、所定の研究期間内に終了し、成果の取りまとめが行えるような具体的な計画を立ててください。

## 8. 受給のルールと重複制限の確認

### （1）受給のルール

特別研究員・PD について、次の①～③の事項を全て満たす場合に限り、採用期間中に特別研究員としての研究課題が更に進展すると考えられる他の科研費を受給することができます。特別研究員奨励費と重複して研究代表者又は研究分担者として応募・受給することが可能な他の研究種目に応募する場合は研究者番号が必要となります。

- ① 特別研究員の研究課題の研究遂行に支障が生じないこと
- ② 受給する科研費が特別研究員の研究課題と同一でないこと
- ③ 当該特別研究員が受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関において受給すること

なお、受給に際し、上記の事項以外に、特別研究員制度での手続が別途必要になりますので、「日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引」（※）を確認してください。

※研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業により受入研究機関に雇用される特別研究員・PD は、「日本学術振興会特別研究員（研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業）遵守事項および諸手続の手引」を確認してください。

### （2）重複制限の確認

科研費の研究種目のうち、以下の①～⑤の研究種目については、受入研究機関において、科研費の応募資格を付与された特別研究員・PD が特別研究員奨励費と重複して応募・受給することが可能です。

- ① 学術変革領域研究（A）の公募研究
- ② 基盤研究（B・C）
- ③ 挑戦的研究（萌芽）
- ④ 若手研究
- ⑤ 國際共同研究加速基金（國際共同研究強化）

研究分担者、研究協力者として研究課題に参画する場合には、研究種目に制限はありません。

応募可能な研究種目とその重複制限については、該当種目の公募要領等を確認してください。

なお、研究活動スタート支援または奨励研究に応募し、採択された研究代表者が、令和8（2026）年度採用分特別研究員・PD に採用された場合は、採用開始以降直ちに研究活動スタート支援または奨励研究の研究課題を廃止しなければなりません。

## 9. 科研費の適正な使用等

### （1）科研費に関するルール

科研費（基金分）は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」（準用）、「学術研究助成基金の運用基本方針（文部科学大臣決定）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年規程第19号）」（「**17. 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領**」参照）、「研究者使用ルール（交付条件）」等の適用を受けるものです。

### （2）科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等で貯われていますので、科研費で購入した物品の共用を図るなど、科研費の効果的・効率的使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（交付条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。さらに、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、研究者が所属する研究機関（特別研究員奨励費においては受入研究機関）が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務等（機関使用ルール）を定めています。この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては、購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

研究者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

### （3）関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であった場合や、研究計画の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

## 10. 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」等

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和3年12月17日改正））は、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるもので、科研費を含む競争的研究費の執行に当たっては、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

### （1）不合理な重複及び過度の集中の排除

- ①府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（下記参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的研究費担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。  
そのため、複数の競争的研究費に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことが分かるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たっては十分留意してください。  
不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。
- ②他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、予算額、研究費の応募・受入れに当たっての所属組織・役職等）について、研究計画調書に記載してください。なお、事実と異なる記載をした場合、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。
- ③研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に受入研究機関に報告している旨の誓約を、特別研究員奨励費の応募情報入力時に求めます。誓約が行われていない場合は応募ができませんので、ご注意ください。なお、誓約に反して適切に報告していないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分とすることがあります。
- ④研究で使用している施設・設備等の受入状況や、その管理の状況等について、研究者等に対して確認を求めることがあります。

## 不合理な重複及び過度の集中の排除

### 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ (令和3年12月17日改正))

#### 2. 不合理な重複・過度の集中の排除

##### (1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超えて、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））

に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

#### (2) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

○「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のようないくつかの行為を指します。

・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと

・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行ったりするなど、偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給すること

・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた研究課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する研究者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的研究費（他府省所管分を含む。）等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※「科研費以外の競争的研究費（他府省所管分を含む。）等」については、令和7（2025）年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和6（2024）年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

URL : <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

## 【交付しない期間の扱いについて】

## 不正使用、不正受給

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの 5年
		② ①及び③以外のもの 2~4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの 1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

- 上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
- 上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者

(出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」)

## 不正行為

不正行為への関与に係る分類	学術的・社会的影響度 行為の悪質度	交付しない期間
ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
イ) 不正行為があつた研究に係る論文等の著者 (上記「ア」を除く)	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの 5~7年
	当該論文等の責任著者以外の者	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの 3~5年
ウ) 不正行為があつた研究に係る論文等の著者ではない者 (上記「ア」を除く)		2~3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があつた研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの 2~3年	2~3年
	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの 1~2年	1~2年

※ 論文の取り下げがあつた場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

(出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」)

- 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行つた研究者等については、他府省を含む他の競争的研究費等担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費等への応募及び参画についても制限される場合があります。

※ 「応募及び参画」とは、新規研究課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続研究課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

- ③ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

各ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が研究機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）  
URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）  
URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)

#### （参考）不正使用、不正受給又は不正行為の事例

##### ○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
  - ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
  - ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
  - ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。
- 注）事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、全て不正使用に当たります。

##### ○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

##### ○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

#### 1.1. 科研費により得た研究成果の発信等について

科研費では研究成果を研究者や一般の方々に広く知っていただくため、研究成果の概要や研究成果報告書を国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に掲載し、公開しています。

なお、科研費においては、直接経費を使用して学術論文等による国際的な研究成果の発信はもとより、研究成果広報活動などのアウトリーチ活動もできますので、国際的な研究成果の発信とともに社会・国民への情報発信に努めてください。

研究成果の発信に当たっては、次の点についても、あらかじめ留意してください。

#### （1）科研費における研究成果発表に係る謝辞の記載等について

科研費により得た研究成果を発表する場合には、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。また、論文の Acknowledgement（謝辞）又は所定の箇所に、科研費の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。その際、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP8桁の課題番号」を必ず含めてください。

##### 〈記載例〉

【英文】 This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12KJ3456.

【和文】 本研究は JSPS 科研費 JP12KJ3456 の助成を受けたものです。

#### （2）公正で誠実な研究活動の実施について

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

なお、科研費による研究成果を広く一般に公表する場合等において、研究者個人の見解である旨を記載する際の記載例は次のとおりです。

〈記載例〉

【英文】 Any opinions, findings, and conclusions or recommendations expressed in this material are those of the author(s) and do not necessarily reflect the views of the author(s)' organization, JSPS or MEXT.

【和文】 本研究の成果は著者自らの見解等に基づくものであり、所属研究機関、資金配分機関及び国の見解等を反映するものではありません。

(3) 科研費の助成を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

論文のオープンアクセスとオープン研究データを含め、研究成果の共有・公開を進め、研究の加速化や新たな知識の創造などを促すオープンサイエンスの取組が加速しています。

政府方針に沿って、日本学術振興会では論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定め、科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしていますので、論文のオープンアクセス化の推進に協力をお願いします。

また、「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）及び「「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策」（令和6年2月21日関係府省申合せ）が策定され、令和7年度に新たに公募を行う科研費から、学術論文及び根拠データの学術雑誌掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載することが求められています。具体的な対応等は、今後お知らせする予定です。

○独立行政法人日本学術振興会の事業における論文のオープンアクセス化に関する実施方針（平成29年3月9日 理事長裁定）

URL : [https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/data/Open\\_access.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/data/Open_access.pdf)

○学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和6年2月16日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL : [https://www8.cao.go.jp/cstp/oa\\_240216.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf)

○「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」（統合イノベーション戦略推進会議 令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策（令和6年10月8日改正）

URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6\\_0221/hosaku.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf)

オープンアクセス化について

「オープンアクセス化」とは

査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

オープンアクセス化の方法について

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※1）後（例えば6か月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWebに論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 「エンバーゴ」：学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 「機関リポジトリ」：大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 「セルフアーカイブ」：学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者

や所属研究機関)が、Web(一般的には、機関リポジトリ)に登録すること。

#### (4) 研究データマネジメントについて

日本学術振興会では、研究データの取扱いに関する方針を令和5年10月23日に制定・発表しました。本方針では、科研費を含む振興会が交付する研究資金で行われる研究活動の過程で生み出される研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、科研費に採択された研究代表者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、日本学術振興会で定めたメタデータ(※1)を付与してください。

なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

研究機関では、管理・対象データの範囲や、それら研究データの公開・共有の基準等を定めたデータポリシーの策定や、研究者がデータポリシーに則って研究データマネジメントを実施するための環境や支援体制等の整備をお願いします。

##### (参考) メタデータの付与について

日本学術振興会で定めたメタデータとは、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)により定められた共通的なメタデータ項目に加え、日本学術振興会が、各事業の目的、対象等を踏まえて検討し追加で設定したメタデータ項目を指します。

メタデータは研究データ基盤システム(※2)(の公開基盤)にて登録することが可能であり、登録された(研究データのうち公開設定がなされた)メタデータは同システムの検索基盤(CiNii Research)から検索することができるようになります。

なお、メタデータが検索可能となるような相互運用性のある他のプラットフォーム(代表的な機関リポジトリであるJAIRO Cloud(※3)以外の機関リポジトリ、JaLC(※4)を経由してDOIを取得しているデータベース、CiNii Research(※5)と連携している分野別データベース等)にメタデータを登録することも可能です。

詳しくは、各所属機関のメタデータ登録に係る担当者にご相談ください。

##### (参考) 用語補足

(※1)メタデータ・・・公開するデータ自体がどのようなデータであるかを示す情報のこと。データの作成日時や作成者、データ形式、タイトルなど。データを一元的、かつ効率的に管理するためなどに用いられる。

(※2)研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)・・・「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」にて「我が国における研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォーム」として位置づけられたシステム。研究データを管理するための管理基盤(GakuNin RDM)、研究データを公開するための公開基盤(JAIRO Cloud)、メタデータを検索するための検索基盤から構成される。

(※3)JAIRO Cloud(ジャイロクラウド)・・・オープンアクセスリポジトリ推進協会(JPOCAR)と、国立情報学研究所(NII)との共同運営による、クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス(JPOCAR会員向けサービス)。コミュニティサイトやユーザ窓口等の運用はJPOCAR、開発はNII※6が担っている。

(※4)JaLC(ジャパンリンクセンター)・・・電子化された論文等の学術コンテンツに、国際標準の識別番号(Digital Object Identifier, DOI)を付与する権限を持つ機関。JST(科学技術振興機構)、NIMS(物質・材料研究機構)、NII(国立情報学研究所)、NDL(国立国会図書館)が共同で運営している。

(※5)CiNii Research(サイニイリサーチ)・・・誰でも利用できる論文、図書・雑誌や博士論文などの学術情報で検索できるデータベース・サービス。NIIが開発・運用している。

(※6)NII・・・大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所

また、本プランに基づき、科研費により生み出し公開された研究データに関する情報は、実績報告書又は実施状況報告書において日本学術振興会へ報告いただき、科学研究費助成事業データベース(KAKEN)で研究成果として公開することを予定しています。

その他の詳細については交付内定時の通知等を確認してください。

○第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定) P.58-61

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

- 「独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針」

URL: [https://www.jsps.go.jp/file/storage/open\\_science/basic\\_policy.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf)

## 1.2. 研究者が遵守すべき行動規範について

科学的知識の質を保証するため、また、研究者個人やコミュニティが社会からの信頼を獲得するために、科学者に求められる行動規範を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」（うち、I. 科学者の責務）や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（特に、Section I 責任ある研究活動とは）の内容を理解し確認してください。なお、交付申請時に、研究代表者が研究倫理教育の受講等をしていることについて、「科研費電子申請システム」により確認します（III 関連する留意事項等「1. 研究倫理教育について」参照）。

【日本学術会議 声明「科学者の行動規範－改訂版－」－抜粋－】

（平成25（2013）年）1月25日）

### I. 科学者の責務

（科学者の基本的責任）

- 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（科学者の姿勢）

- 2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の科学者）

- 3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客觀性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

※URL:<http://www.sci.go.jp/ja/sci/kihan/>

【日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－】

（日本語版（テキスト版））（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）

※URL:<https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-kousei/data/rinri.pdf>

## 1.3. 審査等

科研費の審査は、応募書類（研究計画調書）に基づき、特別研究員等審査会で付された意見を参考として日本学術振興会科学研究費委員会で行います。また、審査は非公開で行われます。

その際、応募者は審査が非公開で行われることを前提に未発表の研究結果や研究アイデア等を研究計画調書に記載していることから、審査委員には以下のように、守秘義務の徹底をお願いしています。

- ・応募者の知的資産の保護及びピアレビューシステムの公正性を確保するため、応募調書の内容等、審査に当たって知り得た情報はいかなる形においても、上司、同僚や部下を含め、外部に漏らしてはならないこと。
- ・審査委員は審査で知り得た情報を自分の利益のために利用してはならないこと。
- ・審査資料の厳重な管理の徹底が求められること。

審査等のルールである「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」の詳細は、日本学術振興会科学研究費助成事業のホームページで確認してください。

(URL : [https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01\\_seido/03\\_shinsa/index.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html))

#### 14. 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等

##### (1) 研究計画調書の作成

科研費は、研究者個人の独創的・先駆的な研究に対する助成を行うことを目的とした競争的研究費制度ですので、研究計画調書の内容は応募する研究者独自のものでなければなりません。

研究計画調書の作成に当たっては、他人の研究内容の剽窃、盗用は行ってはならないことであり、応募する研究者におかれましては、研究者倫理を遵守することが求められます。

また、海外渡航等を伴う研究計画を立案する場合には、実現可能性に十分留意してください。

作成した研究計画調書については、令和8(2026)年度採用分日本学術振興会特別研究員・PDの申請書とあわせて提出する必要がありますので、提出期限・提出方法などの詳細については、I 特別研究員募集要項「10. 申請手続」及び「11. 本会の申請受付期限」を必ず参照願います。

##### (2) 作成に当たっての留意事項

①研究計画調書については、例年、応募金額の誤入力が発生していますので、応募金額単位は千円単位（例：10万円ならば100千円）であることに十分注意してください。

②応募に関する電子申請手続の詳細は、「研究者養成事業電子申請システム」の「操作手引」を参照してください。

(URL: <https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/download-yo.html>)

③経費については、「6. 経費」を確認してください。なお、特別研究員奨励費では直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することはできません。

##### (3) 研究計画調書提出後のスケジュール（予定）

特別研究員奨励費（特別研究員）の採択結果については、科研費の審査を経た後、研究代表者及び受入研究機関に通知します。なお、配分は10万円単位で行う予定です。

以下には、現時点のスケジュールを掲載していますが、交付内定の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュールに変更が生じた場合は日本学術振興会ホームページ及び研究機関を通じて周知します。

令和8(2026)年4月上旬 交付内定  
 5月中旬 交付申請  
 6月下旬 交付決定  
 7月中旬 送金（前期分）  
 10月下旬 送金（後期分）

※ 当該年度の支払請求額（直接経費）が300万円以上となる場合には、前期分（4月～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金し、支払請求額（直接経費）が300万円未満となる場合には、前期に一括して送金しています。ただし、特別研究員奨励費（雇用PD等）については、当該年度の支払請求額の総額に関わらず、一括で送金する見込みです。

※ 予算成立の状況等によっては、スケジュールが変更されることがあります。

#### (4) 研究計画調書提出後の留意事項

特別研究員の採用が内定した者については、選考結果の開示後、特別研究員奨励費（特別研究員-PD）の応募に関連して、別途、e-Rad に登録されている受入研究機関の所属部局番号を入力する必要があります。詳細は令和8（2026）年1月中旬頃、採用内定後に必要な諸手続の中で案内する予定です。

### 15. 研究機関の方へ

研究代表者が作成した研究計画調書については、令和8（2026）年度採用分日本学術振興会特別研究員-PDの申請書とあわせて提出する必要がありますので、提出期限・提出方法などの詳細については、I 特別研究員募集要項「10. 申請手続」及び「11. 本会の申請受付期限」を必ず参照願います。

また、特別研究員奨励費（特別研究員-PD）の応募に当たっては、以下の点に注意してください。

#### (1) 応募資格の確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める応募資格を有する者であることを確認してください。

なお、その際、科研費やそれ以外の競争的研究費等で、不正使用、不正受給又は不正行為を行ったとして、令和8（2026）年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないことについても必ず確認してください。

#### (2) 研究代表者への確認

研究計画調書に記載された研究代表者が、この公募要領に定める「1. 対象」～「13. 審査等」の内容を確認した上で研究計画調書を作成していることを必ず確認してください。

#### (3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）（以下「公的研究費ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要があり、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」により報告しなければなりません。

このため、「令和8（2026）年度特別研究員奨励費の新規研究課題に応募する研究代表者を受け入れる予定の研究機関」及び「令和8（2026）年度も特別研究員奨励費の研究課題を継続する研究代表者を受け入れる予定の研究機関」は、令和7（2025）年4月頃に文部科学省ホームページで公開予定の「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく令和7年度「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について」の提出方法や様式等を確認の上、「体制整備等自己評価チェックリスト」を所定の期限までにe-Radを利用して文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に提出してください。

なお、「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関において受け入れる研究代表者への交付決定を行いません。

（注）e-Rad の使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

＜問合せ先＞

（「体制整備等自己評価チェックリスト」の様式・提出等について）  
 文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課 競争的研究費調整室  
 電話：03-5253-4111（内線：3866,3827）  
 e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp  
 URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1324571.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm)

## (e-Rad の利用について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話 : 0570-057-060 (ナビダイヤル)

※ 電話受付時間 9:00~18:00 (土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月 29 日~1月 3 日) を除く)

URL : <https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

※ e-Rad の利用可能時間 : 0:00~24:00 (24 時間 365 日稼働。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。)

## (4) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定) (以下「研究不正行為ガイドライン」という。) の内容について遵守する必要があり、「研究不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。) を提出しなければなりません。

このため、「令和8(2026)年度特別研究員奨励費の新規研究課題に応募する研究代表者を受け入れる予定の研究機関」及び「令和8(2026)年度も特別研究員奨励費の研究課題を継続する研究代表者を受け入れる予定の研究機関」は、令和7(2025)年4月頃に文部科学省ホームページ「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(令和7年度版)の提出について(依頼)の提出方法や様式等を確認の上、「研究不正行為チェックリスト」を所定の期限までにまでに e-Rad を利用して文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に提出してください。

なお、「研究不正行為チェックリスト」の提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者への交付決定を行いません。

※「研究不正行為チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とは e-Rad を使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、御注意ください。

(注) e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の ID・パスワードが必要になります。

## &lt;問合せ先&gt;

(「研究不正行為チェックリスト」の様式・提出等について) ※「体制整備等自己評価チェックリスト」の問合せ先とは異なります。  
文部科学省 科学技術・学術政策局 研究環境課 研究公正推進室  
電話 03-6734-3874  
e-mail: [jinken@mext.go.jp](mailto:jinken@mext.go.jp)  
URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm)

## (e-Rad の利用について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話 : 0570-057-060 (ナビダイヤル)

※ 電話受付時間 : 9:00~18:00 (土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月 29 日~1月 3 日) を除く)

URL: <https://www.e-rad.go.jp/organ/entry.html>

※ e-Rad の利用可能時間 : 0:00~24:00 (24 時間 365 日稼働。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。)

## (5) 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協

力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について

（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/tougesenryaku/integrity\\_housin.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/tougesenryaku/integrity_housin.pdf)

#### （6）安全保障貿易管理体制の整備について

令和7(2025)年度に助成を行う課題から、所属する研究者が外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)の輸出規制にあたる貨物・技術の提供を予定している場合、交付申請時に所属機関の安全保障貿易管理体制の有無について確認を行います。体制の有無についての確認は、e-Radの「研究機関情報」(安全保障貿易管理体制の整備状況)の登録内容にて行います。研究機関は当該事務を適切に行うために必要な体制を整備し、e-Radの「研究機関情報」画面で安全保障貿易管理体制の整備状況を登録してください。

参考：(研究機関事務担当者向け資料) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）機能改修について P.7

URL : [https://www.e-rad.go.jp/dl\\_file/20240131\\_ReleaseForJimuBuntansha.pdf](https://www.e-rad.go.jp/dl_file/20240131_ReleaseForJimuBuntansha.pdf)

安全保障貿易管理に関する詳細は、III. 関連する留意事項等 「2. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）」を参照してください。

#### （7）研究代表者（特別研究員）への「科研費電子申請システム」ログインID・パスワード

特別研究員奨励費（特別研究員）の審査の結果、採択となった課題については、研究代表者が「科研費電子申請システム」にアクセスして交付申請をする必要があります。「科研費電子申請システム」のログインID・パスワードに関する手続の詳細は、令和8(2026)年4月頃、受入研究機関に案内する予定です。

#### 1.6. 科学研究費補助金取扱規程

URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1307764.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1307764.htm)

#### 1.7. 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領

URL: [https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken\\_28\\_kitei\\_2023/kikin\\_yoryo\\_r60401.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_28_kitei_2023/kikin_yoryo_r60401.pdf)



### III 関連する留意事項等

#### 【特別研究員の申請及び科研費の応募に共通して留意すべき事項】

##### 1. 研究倫理教育について

特別研究員に採用となる者は、特別研究員の採用手続書類の提出前までに、研究倫理教育等に関し以下のことを行う必要があります。

- ・自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得一』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修すること、又は、「研究不正行為ガイドライン」を踏まえ、研究機関が実施する研究倫理教育の受講すること
- ・日本学術会議の声明「科学者の行動規範—改訂版一」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得一」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認すること

その後、特別研究員奨励費の交付申請時に特別研究員採用者（研究代表者）が研究倫理教育の受講等をしていることについて、「科研費電子申請システム」により確認します。なお、過去に研究倫理教育の受講等をしている場合や、他の研究機関で研究倫理教育の受講等をした後に異動をした場合などには、受入研究機関に研究倫理教育の受講等について十分に確認をしてください。

研究倫理教育の受講等に当たっては、受入研究機関における取扱いを踏まえ、適切に対応してください。

※受入研究機関においては、「研究不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施していただくとともに、特別研究員が研究遂行上配慮すべき事項についても周知してください。また、機関内の取扱いを踏まえ、受講等の状況について十分に確認をしてください。

##### 2. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）

研究機関が科研費による研究課題を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。特別研究員は、外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。

関係法令・指針等への違反が認められた場合には、法令上の処分・罰則に加えて、特別研究員の資格を喪失させ採用を終了するとともに支給済の研究奨励金の返還要求を行うことがあります。

※1 現在、我が国安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の二つから成り立っています。

特に、貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となりますので留意してください。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国

からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。科研費を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は科研費の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります(※3)。このため、交付決定時までに、科研費により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。

また、科研費を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付をしないことや交付を取り消す場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
URL:<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
URL:<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
URL:<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス(大学・研究機関用)  
URL:[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

### 3. 個人情報の取扱い

- ① 申請書類に含まれる個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。このほか、特別研究員奨励費の研究計画調書に含まれる個人情報については②の内容を含む。）します。その他、採用後の研究遂行のための海外渡航情報を本会の海外研究連絡センターに情報提供する場合があります。なお、特別研究員に採用された場合、申請者登録名、審査区分、研究課題名、受入研究機関、所属、受入研究者の職・氏名及び研究報告書が公表されます。
- ② 特別研究員奨励費の研究計画調書に含まれる個人情報については、競争的研究費の不合理な重複や過度の集中の排除、科学研究費助成事業の業務、科学研究費助成事業を含む科学技術政策に関するアンケートの実施のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、e-Radに提供します（e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。そのため、e-Rad経由で内閣府に情報提供することができます。また、これらの情報の作成のため、各種作業や情報の確認等について御協力を求めることができます。）。なお、採択された研究課題に関する情報（研究課題名・研究代表者氏名・所属研究機関名・交付予定額・研究期間等）については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第78条第1項第2号イに定める「知ることが予定されている情報」であるものとし

ます。これらの情報については、報道発表資料及び国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）等により公開します。

これらの情報の取扱い（利用・提供・公開）について、十分御理解の上、研究者及び研究機関は応募手続を行ってください。

## 【科研費の応募に当たり留意すべき事項】

### 4. 「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用について

学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）では、科研費により実施されている個々の研究課題に関し、研究者の多様なニーズに効果的に対応するため、大学共同利用機関、共同利用・共同研究拠点又は国際共同利用・共同研究拠点を中核機関とする関係機関の緊密な連携の下、学術研究支援基盤（以下「プラットフォーム」という。）を形成し、科研費により実施されている個々の研究課題への技術支援等を実施し、研究者に対して問題解決への先進的な手法を提供するとともに、研究者間の連携、異分野融合や人材育成を一体的に推進しています。

科研費により実施している研究課題を対象に、以下の各プラットフォームにおいて、技術支援等を行う研究課題を公募します。各プラットフォームからの技術支援等を希望される研究者におかれましては、各プラットフォームのホームページ等により公募内容・時期を御確認の上、積極的に御応募ください。

※「技術支援等」とは、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援のほか、リソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を指します。

「先端技術基盤支援プログラム」：

複数の施設や設備を組み合わせることにより、先端性又は学術的価値を有し、幅広い研究分野・領域の研究者への設備の共用、技術支援を行う

「研究基盤リソース支援プログラム」：

研究の基礎・基盤となるリソース（資料・データ、実験用の試料、標本等）についての収集・保存・提供や保存技術等の支援を行う

区分	プラットフォーム名	中核機関	支援機能
先端技術基盤支援 プログラム	先端バイオイメージング支援プラットフォーム（*）	自然科学研究機構生理学研究所 自然科学研究機構基礎生物学研究所	光学顕微鏡技術支援、電子顕微鏡技術支援、磁気共鳴画像技術支援、画像解析技術支援
	先端モデル動物支援 プラットフォーム（*）	東京大学医科学研究所	モデル動物作製支援、病理形態解析支援、生理機能解析支援、分子プロファイリング支援
	先進ゲノム解析研究推進 プラットフォーム（*）	情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所	先進ゲノム解析（最先端技術と設備による、新規ゲノム配列決定、変異解析、RNA・エピゲノム解析、メタゲノム解析、超高感度解析、情報解析）
研究基盤リソース 支援 プログラム	コホート・生体試料支援 プラットフォーム（*）	東京大学医科学研究所	生体試料・情報提供支援（健常人試料・情報、臨床検体・情報）、生体試料解析技術支援（ゲノム・オミックス解析等）、バイオメディカル情報解析支援
	短寿命RI供給 プラットフォーム	大阪大学核物理研究センター	研究用の短寿命RIを加速器を用いて製造し供給

また、上記\*印の四つのプラットフォームに対しては、四つを横断したコーディネートなど総合窓口機能を担う生命科学連携推進協議会（中核機関：東京大学医科学研究所）を設けています。

各プラットフォーム等のホームページは、以下に掲載のリンク集を御参照ください。

URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/mext\\_01901.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/mext_01901.html)

## 5. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそも研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）や「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

これらを踏まえ、競争的研究費により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、当該競争的研究費におけるルールの範囲内において、当該研究課題の実施に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」  
(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)

URL: [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）

URL: <https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

(令和3年3月5日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和5年5月24日改正）)

URL: [https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu\\_rule\\_r50524.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r50524.pdf)

## 6. 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

平成22(2010)年6月に取りまとめられた『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定）では、研究者が研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動を「国民との科学・技術対話」と位置付け、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受けた研究者等については、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むこと、大学等の研究機関についても、公的研究費を受けた研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう支援体制の整備など組織的な取組を行うことが求められています。

科研費では、特に、新学術領域研究（研究領域提案型）及び学術変革領域研究（A）の中間・事後評価において「研究内容、研究成果の積極的な公表、普及に努めているか」という着目点を設けていますので、上記の方針を踏まえて、科研費による成果を一層積極的に社会・国民に発信してください。

## 7. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター（URL:<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されています。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を四つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

については、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知おき願います。

また、バイオサイエンスデータベースセンターでは、ヒトに関するデータについて、個人情報の保護に配慮

しつつ、ライフサイエンス分野の研究に係るデータの共有や利用を推進するためにガイドラインを策定しています。

#### NBDC ヒトデータ共有ガイドライン

URL: <https://humandbs.dbcls.jp/guidelines/data-sharing-guidelines>

### 8. 大学連携バイオバックアッププロジェクトについて

大学連携バイオバックアッププロジェクト (Interuniversity Bio-Backup Project for Basic Biology) は、様々な分野の研究に不可欠な研究資源である生物遺伝資源をバックアップし、予期せぬ事故や災害等による生物遺伝資源の毀損や消失を回避することを目的として、平成24(2012)年から新たに開始されました。

本プロジェクトの中核となる大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所には、生物遺伝資源のバックアップ拠点として IBBP センター (URL:<http://www.nibb.ac.jp/ibbp/>) が設置され、生物遺伝資源のバックアップに必要な最新の機器が整備されています。

全国の大学・研究機関に所属する研究者であればどなたでも保管申請ができます。IBBP で保管可能な生物遺伝資源は、増殖(増幅)や凍結保存が可能なサンプル(植物種子に関しては冷蔵及び冷凍保存の条件が明確なもの)で、かつ、病原性を保有しないことが条件です。バックアップは無料で行われますので是非御活用ください。

### 9. ナショナルバイオリソースプロジェクトについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、本事業の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

については、科研費で開発したバイオリソース (NBRP で対象としているバイオリソースに限ります) のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いします。

また、NBRP で既に整備されているリソースについては、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用(保存・提供)を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用条件を付加することができます。

#### NBRP 中核的拠点整備プログラム 代表機関一覧

URL: <https://nbrp.jp/resource/>

### 10. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (URL:<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースであり、登録した業績情報は、インターネットにより公開が可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベース等とも連携しており、政府全体でも更に活用していくこととされていますので、researchmap への研究者情報の登録をお願いします。

### 11. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日(ニューヨーク現地時間)、国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成29年2月17日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について(依頼)」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 1 月 9 日発行））  
URL: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

## 1 2. 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍者の約 3 割程度が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられるなど、各研究機関における RA（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 1 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しております、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を RA 等として雇用する場合、各研究機関の定める基準により、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

また、学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを十分考慮してください。

## 1 3. URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材や URA 、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用する URA 等のマネジメント人材が科研費の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれでは科研費に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

## 1 4. 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和 2 年 1 月 25 日閣議決定）」、「Society5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議決定）」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通して、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程

への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、科学研究費助成事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

また、日本学術振興会では、学術の振興のため、多様な人材が自らの能力を発揮し、活躍できる環境づくりが重要であることから、令和5(2023)年9月に「独立行政法人日本学術振興会の事業に係る男女共同参画推進基本指針」を策定し、学術分野における男女共同参画を推進しております。

その一環として、研究とライフィベントの両立など、全ての研究者の多様なキャリアを応援することを目的としたウェブサイト「CHEERS!」(チアーズ) (URL : <https://cheers.jsps.go.jp/>) をオープンしました。今後、「CHEERS!」を通じて、研究と育児の両立等に役立つ情報の発信を行うとともに、研究者相互のネットワークづくりのための取組等を積極的に進めて参りますので、是非御活用ください。

## 15. 「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」プログラムについて

「ひらめき☆ときめきサイエンス」は、科研費の支援により生まれた研究成果の社会還元や普及推進の一環として、学術が持つ意義や学術と日常生活との関わりに対する理解を深める機会を社会に提供することを目的として実施しています。

科研費により行われている学術研究を基礎として、その中に含まれる科学の興味深さや面白さを、研究者自身が分かりやすい形で直に伝えることにより、我が国の将来を担う小学5・6年生、中学生、高校生の科学的好奇心を直に刺激して、ひらめき、ときめく心の豊かさと知的創造性を育む体験型プログラムを、研究分野を問わず募集していますので、活用してください。

URL : <https://www.jsps.go.jp/hirameki/>

## IV お問い合わせ先

### ○ 特別研究員の申請に関すること

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課 特別研究員募集・採用担当

電話： 03-3263-5070 (ダイヤルイン)

受付時間：月曜～金曜日（国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（9月21日）を除く。）9：30～12：00 及び 13：00～17：00

E-mail : [yousei2@jsps.go.jp](mailto:yousei2@jsps.go.jp)

特別研究員ウェブサイト：<https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

申請に関するQ&A：[https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd\\_qa.html](https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_qa.html)

### ○ 特別研究員奨励費に関すること

※募集に関する問い合わせは研究機関を通じて行ってください。

独立行政法人日本学術振興会 研究助成第一課

電話： 03-3263-0976

受付時間：月曜～金曜日（国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）、創立記念日（9月21日）を除く。）9：30～12：00 及び 13：00～17：00

### ○ 電子申請システムの操作等に関すること

電子申請システム コールセンター

電話： 0120-556-739

受付時間：月曜～金曜日（国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）9：30～17：30

### ○ その他

（1）研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」に関すること

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室

電話： 03-5253-4111（内線：3866,3827）

e-mail : [kenkyuhi@mext.go.jp](mailto:kenkyuhi@mext.go.jp)

（2）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」に関すること

文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室

電話： 03-6734-3874

e-mail : [jinken@mext.go.jp](mailto:jinken@mext.go.jp)

（3）「安全保障貿易管理」に関すること：

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

電話： 03-3501-2800

（4）「学術研究支援基盤形成」により形成されたプラットフォームによる支援の利用に関すること

文部科学省研究振興局学術研究推進課科学研究費係

電話： 03-6734-4087

（5）「バイオサイエンスデータベース」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話： 03-5214-8491

(6) 「大学連携バイオバックアッププロジェクト」に関すること：

大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所 IBBP センター事務局

電話： 0564-59-5930,5931

(7) 「ナショナルバイオリソースプロジェクト」に関すること：

ナショナルバイオリソースプロジェクト(NBRP)事務局

(大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所内設置)

電話： 055-981-6809

(8) 「researchmap」に関すること：

国立研究開発法人科学技術振興機構情報基盤事業部サービス支援センター (researchmap 担当)

W e b 問合せフォーム：<https://researchmap.jp/public/inquiry/>

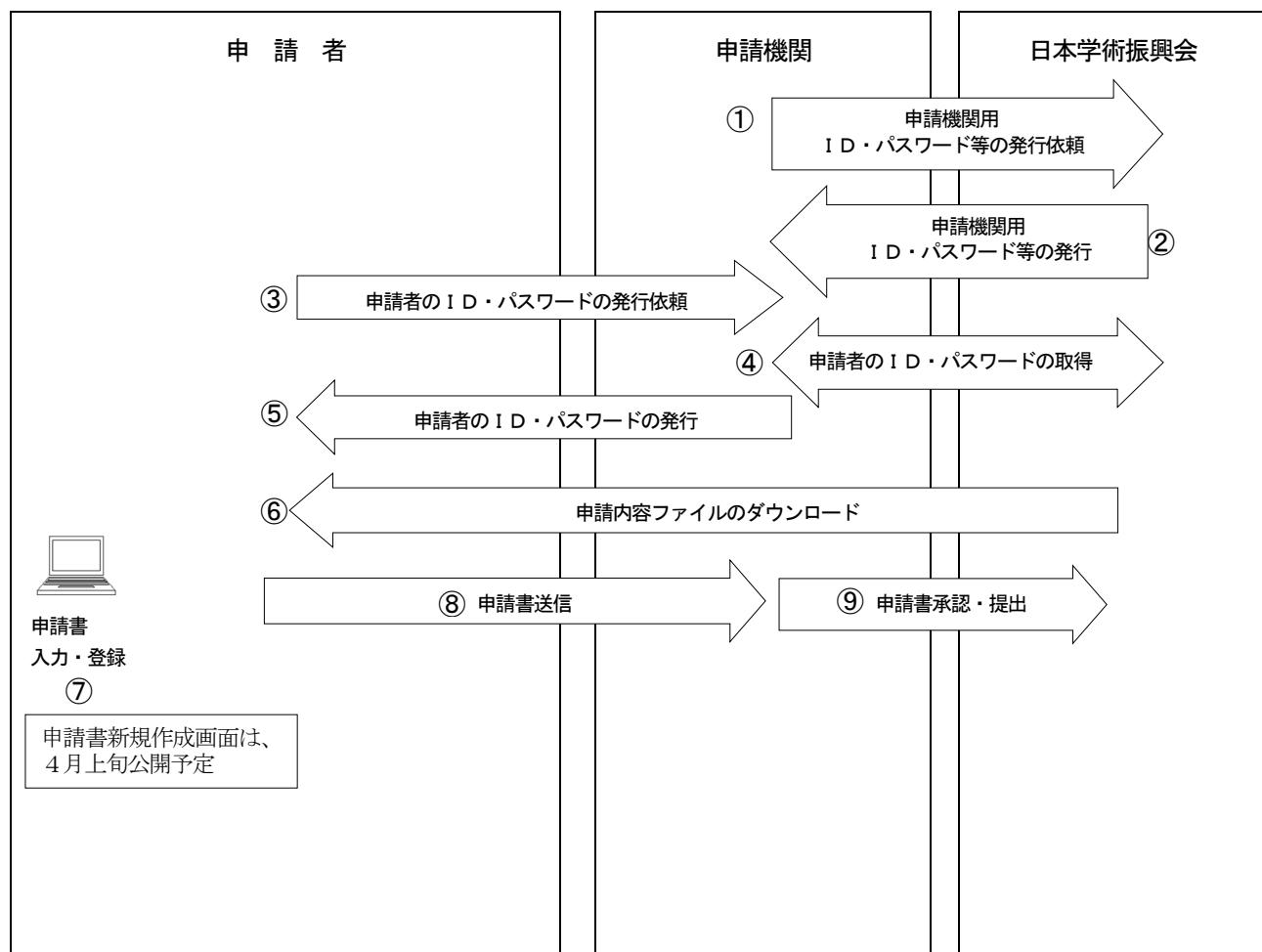
## 【申請手続の概要】

- ① 【申請機関】本会ウェブサイト「電子申請のご案内」の「申請機関の手続」([https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/kikan\\_top.html](https://www-shinsei.jsps.go.jp/topyousei/kikan_top.html)) から「日本学術振興会電子申請システム利用申請書（研究者養成事業用）」をダウンロードし、PDF にて、電子メールで本会へ送付します。（既に研究者養成事業用の ID・パスワードを取得済の申請機関は引き続き使用できるので再取得する必要はありません。）
- ② 【本会】申請機関に ID・パスワードを発行し、電子メールで送付します。
- ③ 【申請者】申請機関へ申請者用 ID・パスワードの発行依頼を行います。ID・パスワードは、特別研究員事業（PD・DC2・DC1・RPD）と共に使用することができます。
- ④ 【申請機関】申請機関用 ID・パスワードで「研究者養成事業電子申請システム」にアクセスし、申請者用 ID・パスワードを取得します。
- ⑤ 【申請者】申請機関※から申請者用 ID・パスワードを受領します。
- ⑥ 【申請者】本会「特別研究員」ウェブサイト (<https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>) の「申請手続」から「申請内容ファイル」をダウンロードします。
- ⑦ 【申請者】受領した ID・パスワードで「研究者養成事業電子申請システム」にアクセスし、画面に従い以下を行います。
  - ・「申請書情報」（Web 入力項目）を入力
  - ・評価書作成者へ「評価書」の作成を依頼
  - ・⑥でダウンロードした「申請内容ファイル」に必要事項を入力し、登録
  - ・「特別研究員奨励費応募調書」（Web 入力項目）を入力
- ⑧ 【申請者】評価書が提出済みの状態になった後、⑦の「申請書情報」、「申請内容ファイル」及び「特別研究員奨励費応募調書」に不備がないか確認し、不備がなければ「確認完了・提出」操作を行い、申請機関※に申請書を提出（送信）します。
- ⑨ 【申請機関】申請書の内容等に不備がないかを確認します。不備がない場合は申請書を承認し、本会に提出（送信）します。

※印を付した業務の一部について、申請機関によっては申請機関の担当者ではなく部局担当者が行うことがあります。

（注）⑦～⑨の手続は、4月上旬に令和8（2026）年度採用分の申請書新規作成画面が公開されてから可能となります。

## ＜申請手続イメージ＞



**研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業  
特別研究員-PD等の雇用制度導入機関**

特別研究員-PDの受入にあたり、令和5（2023）年度より「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（以下「雇用支援事業」という。）」を実施しており、本事業により「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）に登録された機関を受入研究機関とした場合、新規採用者は原則全員雇用されることになります。募集要項公開時点での雇用制度導入機関は以下のとおりです。受入研究機関に雇用される特別研究員-PDと雇用されない特別研究員-PDとは、受入方法や採用内定後の取扱いが異なりますので、受入研究機関等の選定にあたってご留意ください。また、受入研究機関に雇用される特別研究員-PDの雇用条件（待遇・所定就労日・就労場所等）は、受入研究機関の規定に従うことになり機関ごとに異なります。雇用制度導入機関を受入研究機関とする場合は、雇用条件等も事前に十分に確認してください。

下記一覧（機関コード順に掲載）は、本会のウェブサイトでも公開をしています。雇用制度導入機関は、今後増える可能性もあるため、最新の情報は以下のウェブサイトより確認してください。

雇用制度導入機関一覧URL <https://www.jsp.go.jp/j-pd/pd-koyou/tourokukikan.html>

機関コード	機関名
10101	北海道大学
10102	北海道教育大学
10104	小樽商科大学
10105	帯広畜産大学
11101	弘前大学
11201	岩手大学
11301	東北大学
11401	秋田大学
11501	山形大学
12101	茨城大学
12102	筑波大学
12201	宇都宮大学
12301	群馬大学
12401	埼玉大学
12501	千葉大学
12601	東京大学
12605	東京農工大学
12611	お茶の水女子大学
12612	電気通信大学
12613	一橋大学
12701	横浜国立大学
12702	総合研究大学院大学
13101	新潟大学
13201	富山大学
13301	金沢大学
13302	北陸先端科学技術大学院大学
13401	福井大学
13501	山梨大学
13601	信州大学
13701	岐阜大学
13801	静岡大学
13802	浜松医科大学
13901	名古屋大学
13903	名古屋工業大学
14101	三重大学

14201	滋賀大学
14301	京都大学
14303	京都工芸繊維大学
14401	大阪大学
14501	神戸大学
14601	奈良教育大学
14602	奈良女子大学
14603	奈良先端科学技術大学院大学
14701	和歌山大学
15101	鳥取大学
15201	島根大学
15301	岡山大学
15401	広島大学
15501	山口大学
16101	徳島大学
16201	香川大学
16301	愛媛大学
16401	高知大学
17102	九州大学
17201	佐賀大学
17401	熊本大学
17601	宮崎大学
17701	鹿児島大学
18001	琉球大学
22604	東京都立大学
22701	横浜市立大学
23803	静岡県立大学
23903	名古屋市立大学
24302	京都府立大学
24405	大阪公立大学
24506	兵庫県立大学
24601	奈良県立医科大学
26402	高知工科大学
32206	国際医療福祉大学
32409	埼玉医科大学
32612	慶應義塾大学
32619	芝浦工業大学
32639	玉川大学
32641	中央大学
32659	東京薬科大学
32660	東京理科大学
32680	武藏野大学
32682	明治大学
32689	早稲田大学
32697	国際仏教学大学院大学
33303	金沢医科大学
33604	松本大学
33906	堀山女子大学
33924	豊田工業大学
34204	長浜バイオ大学

34303	京都先端科学大学
34304	京都産業大学
34310	同志社大学
34315	立命館大学
34416	関西大学
37102	九州産業大学
37112	福岡工業大学
62501	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館
62603	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 統計数理研究所
62608	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国文学研究資料館
62611	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立極地研究所
62615	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所
62616	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 国立天文台
62618	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立国語研究所
63801	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立遺伝学研究所
63902	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 核融合科学研究所
63903	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 分子科学研究所
63904	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 基礎生物学研究所
63905	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 生理学研究所
64302	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国際日本文化研究センター
64303	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所
64401	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立民族学博物館
72609	公益財団法人 佐々木研究所
82108	国立研究開発法人物質・材料研究機構
82118	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
82401	国立研究開発法人理化学研究所
82609	公益財団法人東京都医学総合研究所
82612	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
82648	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 岡崎共通研究施設
82657	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 (機構本部施設等)
82675	大学共同利用機関法人自然科学研究機構 (機構直轄研究施設)
82706	国立研究開発法人海洋研究開発機構
82713	地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター (臨床研究所)
82717	公益財団法人相模中央化学研究所
82731	公益財団法人川崎市産業振興財団 (ナノ医療イノベーションセンター)
84404	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
84420	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
92668	オムロンサイニックス株式会社
92685	株式会社サイバーエージェント (AI事業本部 AI Lab)
92687	株式会社メルカリ